

関係法令（抜粋）

日本国憲法（昭和21年憲法）

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

第1章 総則

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

広島市社会教育委員条例（昭和27年広島市条例第2号）

（委員の設置）

第1条 社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第15条の規定により、広島市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠により委嘱せられた委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中といえども委員を解嘱することができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるものの外、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市社会教育委員会会議規則（昭和27年広島市教育委員会規則第8号）

（目的）

第1条 この規則は、広島市社会教育委員条例（昭和27年広島市条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、会議に必要な事項を定めることを目的とする。

（議長及び副議長）

第2条 会議に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は委員の互選とし、その任期は1年とする。但し、再選をさまたげない。

3 議長は、会議をつかさどる。

4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときはその職務を代理する。

5 議長及び副議長ともに事故あるとき、又は、議長及び副議長ともに欠けたときは、年長の委員が臨時に議長の職務を代理する。

（会議の招集及び議決の方法）

第3条 会議は、必要の都度議長が招集する。

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（雑則）

第5条 この規則に定めるものの外、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市社会教育委員名簿

氏名	所属団体等
いわもと よしこ 岩元 佳子	国際コーチング連盟プロフェッショナル認定コーチ
おかやす いさお 岡安 功	広島経済大学経営学部スポーツ経営学科教授
かんの やすひさ 菅野 泰久	高須学区子ども会育成協議会会長
すみだ のりこ 住田 典子	一般財団法人広島県環境保健協会脱温暖化センターひろしまセンター長
たけざわ まなみ 竹澤 真奈美	公募委員
たけなか ようこ 竹中 庸子	特定非営利活動法人もちもちの木理事長
とみた まもる 富田 守	吉島学区防犯組合連合会会長
はまだ としひこ 濱田 敏彦	広島経済大学教養教育部教授
まつだ やか 松田 弥花	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授
まつもと なおこ 松本 直子	特定非営利活動法人日本健康運動指導士会広島県支部支部長
やまかわ あゆみ 山川 肖美	広島修道大学人文学部教授
よしおか やすゆき 吉岡 康行	公募委員
わたなべ ひろこ 渡邊 裕子	公益財団法人広島YMCA国際コミュニティーセンター事務局長

第6次広島市基本計画（抜粋）

第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進

第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進

《基本方針》

1 多様な学びのための環境づくり

公民館等における多様な学習機会の提供とその充実や、大学等による市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

2 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

公民館等における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組む。

第5章 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり

第3節 未来を担う子どもの育成と教育

第1項 全ての子どもが健やかに育つための環境づくり

《基本方針》

1 多様で良質な切れ目のない支援

(1) 母子の健康や子育てに関する相談支援、乳幼児期の保育や就学後の放課後対策の充実など、妊娠・出産期から乳幼児期を経て、就学後へと子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援に取り組む。

(2) 幼稚園と保育園という枠組みを越えて、一元的に乳幼児期の教育・保育を充実させることを基本にし、公立・私立の役割分担の下、ハード・ソフト両面にわたる待機児童対策に加え、延長保育や一時預かりを始めとする様々な保育サービスの充実を図るとともに、医療費等の経済的負担の軽減など、多様で良質な子ども・子育て支援に取り組む。

2 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援

子どもの権利擁護を推進するため、虐待の予防と早期発見・早期対応に向けた児童相談所の支援体制の充実、発達障害を含む障害のある子どもへの支援の充実、貧困の状況にある世帯への教育・生活・就労や経済的支援の充実、施設・里親等による養育支援の充実など、個々の状況に応じたきめ細かい支援に取り組む。

3 地域における子育て環境の充実

子育て家庭が地域の人々とながらを持ち、地域の中で子育てができるよう、社会福祉

法人やNPO等とも連携を図りながら、オープンスペースの充実など、地域の幅広い世代が子育てを支援していける環境づくりを推進する。

第2項 一人一人を大切にす教育の実現

《基本方針》

1 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進

- (1) 一人一人の子どもが「心身共にたくましく思いやりのある人」として、その可能性を最大限発揮することができるよう、公立・私立の適切な役割分担の下、幼児教育から、小学校、中学校、高等学校、大学がそれぞれ連携し、円滑に接続された教育体系を構築する。あわせて、基礎・基本となる学力の確実な定着を図るとともに、道徳教育や地域の文化・伝統・自然を生かした体験活動など、豊かな心を育むための教育の充実に取り組む。また、それぞれの段階に応じて、平和教育や実践的な会話ができる英語教育など、「国際平和文化都市」を都市像とする本市の特性を踏まえた教育プログラムを提供する。
- (2) 広島中等教育学校における高度な教育や、広島みらい創生高等学校における従来の定時制・通信制課程の枠組みにとらわれない教育、広島特別支援学校における個別のニーズに応じた教育に加え、地域の恵まれた自然を生かした「いきいき体験オープンスクール」や日本語指導が必要な子ども等への支援など、各学校での特色ある取組の更なる充実を図る。
- (3) 学校教育を担う教職員一人一人の資質や能力の更なる向上を図るとともに、学校施設の老朽化対策やICT環境の整備など、教育環境の充実に取り組む。
- (4) 中学校のデリバリー給食の課題解決を含め、本市全体の給食提供体制の在り方を見直すとともに、小・中学校における食育の充実に取り組む。

2 いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進

- (1) いじめや不登校などの未然防止や早期の発見と組織的かつ適切な対応に取り組めるよう、全ての学校で教育相談ができる体制を構築するなど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、総合的な対策を推進する。
- (2) 家庭、地域、学校が「ひろしま型チーム学校」として連携・協働して、子どもの学びの支援に取り組むとともに、部活動指導員やスクールサポートスタッフ等の多様なスタッフの配置などを通じて学校における働き方改革を推進し、持続可能な学校教育体制の構築を図る。

3 次代を担う青少年の育成

国際交流・国際協力活動の促進などを通じたグローバルに活躍する人材や、技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションをけん引する人材、スポーツや文化芸術の分野などで豊かな能力を発揮する人材、活力ある地域経済等を支える人材の育成に取り組む。

4 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養

家庭教育に対する支援の充実や、インターネット上の有害情報などへの対応、若者の職業的自立支援の充実に取り組むとともに、大学生の地域との交流活動などを促進する。